

理事の職務権限規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、NPO法人NEXTSTEP（以下「この法人」という。）の理事の職務権限を定め、特定非営利活動法人としての業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(法令等の順守)

第2条 理事は、法令、定款及びこの法人が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

第2章 理事の職務権限

(理事)

第3条 理事は、理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

(部門担当理事)

第4条 理事の中から、各事業部門を代表する部門担当理事を置くことができる。

2 部門担当理事は、部門を代表して理事会に参加する。

3 部門担当理事は理事会への参加にあたって、必要に応じた部門内での意見集約や、理事会の協議内容を部門内へ伝達する役割を担う。

(理事長)

第5条 理事長の職務権限は次のとおりとする。

(1) この法人を代表し、その業務を執行する。

(2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。

(副理事長)

第6条 副理事長の職務権限は次のとおりとする。

(1) 理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。

2 代表理事たる副理事長は、前項第1号に掲げる職務権限に加え、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、理事長の職務を執行する。

第3章 補則

(細則)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則 この規程は、令和2年9月17日から施行する。(令和2年9月16日理事会議決)